

川崎市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 21 年 1 月 25 日提出

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市事務分掌条例の一部を改正する条例

川崎市事務分掌条例（昭和 38 年川崎市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表市民・こども局の項中

「(3) 子ども及び青少年の育成に関すること。」

を

「(3) スポーツに関すること。

(4) 文化に関すること。

(5) 子ども及び青少年の育成に関すること。」

に改め、同表中

「環境局

(1) 自然環境の保全、回復及び育成に関すること。

(2) 公園及び緑地に関すること。

(3) 公害対策に関すること。

(4) 廃棄物の処理、再利用及び再生利用に関すること。」

を

「環境局

- (1) 環境の保全に関すること。
- (2) 公害対策に関すること。
- (3) 廃棄物の処理、再使用及び再生利用に関すること。」

に、

「建設局

- (1) 道路、河川その他土木に関すること。
- (2) 用地に関すること。
- (3) 下水道に関すること。」

を

「建設緑政局

- (1) 緑の保全、緑化、公園及び緑地に関すること。
- (2) 道路、河川その他土木に関すること。
- (3) 用地に関すること。」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(川崎市自転車等駐車対策協議会条例の一部改正)

2 川崎市自転車等駐車対策協議会条例（平成6年川崎市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第9条中「建設局」を「建設緑政局」に改める。

参考資料

制 定 要 旨

スポーツ及び文化に係る施策の総合的推進並びに市民に身近な都市施設の整備の一体的推進に必要な組織機構の整備を図ること等のため、この条例を制定するものである。